

四日市市支援対象児童等見守り強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が必要と認める支援対象児童の居宅等を訪問し、児童の状況を把握するとともに、食事等の提供や生活指導等も併せて実施する等、コロナ禍における児童の見守りを強化する事業を行う者に対し、その事業実施に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する支援対象児童等見守り強化事業とする。

- (1) 孤立、育児不安、経済困窮、児童虐待等の理由により、見守り支援が必要であると市長が認める、市内在住の児童及びその家庭（以下「支援対象児童等」という。）を対象とするもの
- (2) 支援対象児童等の居宅訪問又はICT機器活用による見守りを実施し、必要に応じて、食事若しくは食材の提供、生活指導又は学習支援を実施するもの。この場合において、見守り支援報告書を4半期毎に市長に提出するものとする。
- (3) 令和5年3月31日まで継続実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 政治的・宗教的活動として行われる事業
- (3) 他に本市及び他機関から寄附又は補助を受けている事業

(一部改正〔令和4年告示202号〕)

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、四日市市内に在住し、在勤し、又は在学する者を構成員に含み、市内で活動する市民活動団体、NPO法人、企業等のうち、支援対象児童等見守り強化事業を実施する団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、前条に定める補助対象経費の合計額又は1事業者あたりの国庫補助基準上限額のいずれか少ない額とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 支援対象児童等見守り強化事業に関し、他の収入がある場合の補助額は、補助額と他の収入額との合計が、総事業費を超えない範囲とする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市支援対象児童等見守り強化補助金交付申請書（第1号様式）に計画書及び収支予算書（第2号様式）、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（審査会）

第7条 補助金交付申請のあった事業の中から、本市が補助すべき支援対象児童等見守り強化事業を選定するため、四日市市新型コロナ・子ども支援プロジェクト審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織等については、別に定める。

（一部改正〔令和4年告示202号〕）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、第6条の交付申請書を受理したときは、審査会に内容の審査を依頼し、その提言を受け、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定により交付決定を行ったときは、交付すべき補助額を四日市市支援対象児童等見守り強化補助金決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（概算払請求及び交付）

第9条 前条の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、四日市市支援対象児童等見守り強化補助金概算払請求書（第4号様式）により市長に補助金の概算払請求を行うことができる。ただし、事業完了前に請求できる額は、交付決定額の9割までとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市支援対象児童等見守り強化事業計画変更承認申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、第8条の規定による決定を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市支援対象児童等見守り強化補助金等変更決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、令和5年3月31日までに、四日市市支援対象児童等見守り強化補助金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に収支決算書（第8号様式）、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（一部改正〔令和4年告示202号〕）

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助額を確定するものとする。

2 前項の規定により補助額が確定したときは、四日市市支援対象児童等見守り強化補助金確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の通知に基づき、速やかに補助金又は補助金の残額を四日市市支援対象児童等見守り強化補助金請求書（第10号様式）により市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の使用を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、支援対象児童等見守り強化事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を

定めてその返還を命じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(補助金の評価)

第16条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

- 2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月31日告示第202号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

別表 補助対象経費（第4条関係）

費目	詳細及び経費算定の方法
1. 見守り実施に係る経費（人件費相当分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅訪問による見守り等を実施した場合 実施回数×4,000円 ・ 居宅訪問を行ったが支援対象児童に会えなかった場合 実施回数×2,500円 ・ 居宅訪問以外による見守り等を実施した場合 実施回数×1,250円 ・ 生活指導・学習支援を実施した場合（加算） 実施回数×1,000円
2. 需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品購入費 ・ 印刷製本費（周知チラシ等） ・ 食糧費（食事、食材の提供に係る経費）
3. 役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信運搬費 ・ 保険料
4. 報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りを実施する職員の能力向上のための研修講師への謝礼等
5. 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器等リース費用 ・ 研修等を実施する際の会場使用料
6. その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、事業の趣旨に合致し、四日市市支援対象児童等見守り強化事業の実施に関し特に必要と認められる費用

（特記事項）

※居宅訪問は、2人体制で行うものとする。

※補助対象経費は事業実施に係る必要最低限の費用に限り、支援対象児童等見守り強化事業経費として特定できる経費のみを対象とする。

※食事又は食材の提供（以下「食事等の提供」という。）に係る費用については補助対象経費とするが、支援対象児童等の居宅訪問又はICT機器活用による見守りの実施等が前提条件となるため、支援対象児童の状況把握を実施しない単なる食事等の提供や、支援対象児童等以外への食事等の提供については、補助対象経費には含めない。

※食事の提供に当たっては、食中毒等をおこす危険性のある食材の使用は避ける等、衛生管理には十分配慮し、また、食物アレルギーの有無等についても事前に把握するよう配慮しなければならない。

※消耗品については耐用年数が1年未満のもので、かつ1件あたりの金額が20,000円未満のものに限る。